

会津美里町 第3期障がい者基本計画  
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画



令和3年3月



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. 計画策定の体制	3
5. 計画の推進体制	3
第2節 障がい者を取り巻く現状	4
1. 障がい者数の現状	4
2. 障がい福祉サービスの利用状況	6
3. 障がい者(児)の実態と意向	10
4. 障がい者を取り巻く課題	11

## 第2章 障がい者基本計画

1. 基本理念	12
2. 基本目標	12
第1節 啓発・広報	13
1. 住民等への啓発・広報活動の推進	
2. 地域における交流活動の推進	
第2節 生活支援	14
1. 情報提供・相談支援の充実	
2. 虐待の防止	
3. 差別解消・権利擁護の推進	
4. 障がい福祉サービスの充実	
第3節 生活環境	15
1. 人にやさしい施設整備の推進	
2. 交通環境の整備促進	
3. 住まいと暮らしの充実	
4. 防災・防犯対策の推進	

<b>第4節</b>	<b>教育・育成</b>	16
1.	充実した保育・教育	
2.	指導体制の充実	
3.	福祉教育の推進	
4.	療育支援体制の整備・充実	

<b>第5節</b>	<b>雇用・就業</b>	17
1.	障がい者雇用の啓発	
2.	就業継続への支援	
3.	職業、訓練情報等の提供	
4.	就労支援事業所の充実による就労機会の拡充	

<b>第6節</b>	<b>保健・医療</b>	18
1.	健康診査体制の充実	
2.	相談・指導の充実	
3.	保健・医療・福祉の連携強化	
4.	障がい者等の相談支援の充実	

<b>第7節</b>	<b>自立と社会参加</b>	19
1.	参加しやすい環境づくり	
2.	主体的な活動の支援	
3.	障がい者を支える活動の支援	
4.	各種活動の支援	

### **第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画**

1.	基本的理念	20
2.	基本的考え方	22

<b>第1節</b>	<b>サービスの内容</b>	23
1.	障害者総合支援法に基づくサービス	23
2.	児童福祉法に基づくサービス	28

第2節	地域生活移行、就労移行	29
1.	福祉施設の入所者の地域生活への移行	29
2.	入院中の精神障がい者の地域生活への移行	29
3.	福祉施設から一般就労への移行	29
第3節	障がい福祉サービス	31
1.	障がい福祉サービスの見込量	31
2.	障がい福祉サービスの見込量確保の方策	32
第4節	障がい児を対象としたサービス	33
1.	障がい児支援事業の見込量	33
2.	障がい児支援事業の見込量確保の方策	33
第5節	地域生活支援事業	34
1.	地域生活支援事業の見込量	34
2.	地域生活支援事業の見込量確保の方策	35
第6節	地域生活支援拠点の機能の充実	35
第7節	障がい児支援提供体制の整備	35
第8節	成年後見制度の普及及び啓発	36

※本計画における「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、法令名を、「障害」と表記し、それ以外を原則として「障がい」と表記しています。

## 第 1 節 計画策定の概要

### 1. 計画策定の趣旨

本町では、リハビリテーション<sup>※1</sup> 及びノーマライゼーション<sup>※2</sup> の理念のもと、すべての住民が人としての尊厳が絶対的に守られるとともに、社会の一員として生活し社会参画できるような地域社会の実現を目標に、啓発・広報、生活支援、生活環境、教育・育成、雇用・就労、保健・医療、自立と社会参加の 7 つの部門を柱として、障がい福祉サービス等の提供体制の整備に取り組んでいます。

「障害者基本法(昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号)」の改正及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」などの国内法が整備され、これらを踏まえ、あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障する国連の「障害者の権利に関する条約」が平成 26 年 1 月 20 日に批准されるなど、様々な制度改革が行われました。

さらに、平成 28 年 5 月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、地域生活を送るための支援の充実や障がい児支援の強化を図ることとされました。

この児童福祉法の改正により、障がい児通所支援等の提供体制を確保するための障がい児福祉計画の策定について定められました。

このような変化に対応するとともに、本町におけるこれまでの障がい者施策を踏まえ、障がい者の実態やニーズに即した施策を総合的、かつ、計画的に推進していくため、平成 30 年 3 月に「障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画」、「障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画」、「児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画」を一体的に策定し、取り組んできました。

現行の「第 5 期障がい福祉計画」、「第 1 期障がい児福祉計画」が令和 2 年度で終了することから、国の基本指針及び「第 3 期障がい者基本計画」の基本理念を踏まえ、令和 3 年度から令和 5 年度までの「第 6 期障がい福祉計画」、「第 2 期障がい児福祉計画」を策定するものです。

※1 リハビリテーション ～ 障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージ(乳幼児期、青年期・壮年期・老年期などの人の一生の各段階のこと。)のすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方

※2 ノーマライゼーション ～ 障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方

## 2. 計画の性格・位置づけ

国の基本指針及び「会津美里町第3期障がい者基本計画」の基本理念を踏まえ、本町における障がい福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスの見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

また、「会津美里町第3次総合計画」を最上位計画、「地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、「子ども・子育て支援事業計画」「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「健康増進計画・食育推進計画」等の関連する既存の計画との連携を図りながら進めていきます。

市町村障がい者基本計画	市町村障がい福祉計画	市町村障がい児福祉計画
○障害者基本法第11条第3項に基づく計画	○障害者総合支援法第88条第1項に基づく計画	○児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画
○障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係分野に関する事項を規定	○障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定	○児童福祉法に基づくサービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定

## 3. 計画期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3期障がい者基本計画					
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		

「第3期障がい者基本計画」は、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画で、その計画期間は平成30年度から令和5年度までの6カ年計画です。

また、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、計画の目標及びサービスの見込量等を設定します。

#### 4. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」の達成状況及び障がい者を対象に実施した「会津美里町障がい福祉に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、現状の把握、意向確認、課題を整理し、関係機関の代表者及び町民を含めた「会津美里町障がい福祉計画等策定委員会」において策定しました。

#### 5. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、次に掲げる体制とします。

##### (1) 庁内体制

多岐にわたる分野での対応が求められることから、関係部局との連絡調整を密にし、障がい福祉を担当する部局で進行管理をします。

##### (2) 庁外体制

計画の目標達成に向けては、諸施策の実施を図るとともに、地域全体で障がい者を支える力を高める観点から、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、企業等の連携による支援体制が不可欠であるため、「会津美里町障がい者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）」の機能を強化し、協力を求めています。

##### (3) 計画推進・評価体制

計画推進のためには、行政や町民、関係機関・団体等がそれぞれの役割を担い、連携していくことになります。

「自立支援協議会」が計画の進捗状況と、実施状況の点検・評価を行います。

## 第2節 障がい者を取り巻く現状

### 1. 障がい者数の現状

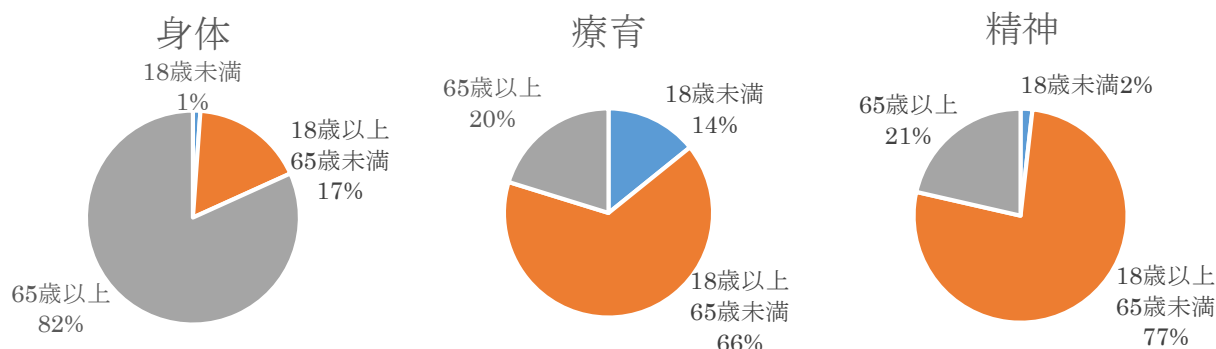
本町の身体障がい者手帳の所持者数は年々減少しています。療育手帳の所持者数は増加しています。精神障がい者保健福祉手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者は、平成30年度に一旦減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

また、年齢別割合を見てみると以下のようになっており、身体障がい者の高齢化が顕著で65歳以上が8割を占めています。療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者については、18歳以上65歳未満が6割を超えています。

#### ○手帳所持者数

	身体	療育	精神	合計	人口割合	人口
平成28年度	1,313	171	113	1,597	7.5%	21,346
平成29年度	1,272	173	109	1,554	7.4%	20,952
平成30年度	1,251	179	90	1,520	7.4%	20,653
令和元年度	1,216	182	100	1,498	7.4%	20,359
令和2年度	1,157	183	112	1,452	7.3%	20,009

#### ○手帳年齢別割合



#### (1) 身体障がい者の状況

本町の身体障がい者手帳の所持者は平成28年度の1,313人から令和2年度には1,157人に減少しています。障がい別では、「肢体不自由」が最も多い108人の減少となっています。

部位別	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・ 直腸	肝臓	小腸・ その他	総数
平成28年度	62	78	7	771	265	62	31	36	0	1	1,313
平成29年度	64	79	5	740	259	59	29	36	0	1	1,272
平成30年度	59	77	5	723	265	58	27	35	1	1	1,251
令和元年度	53	78	7	699	260	56	28	33	1	1	1,216
令和2年度	50	77	4	663	249	52	24	36	1	1	1,157



## (2) 知的障がい者の状況

本町の療育手帳の所持者は、B判定(軽度)が12人増加しています。

療育手帳所持者	A	B	合計
平成28年度	57	114	171
平成29年度	57	116	173
平成30年度	57	122	179
令和元年度	57	125	182
令和2年度	57	126	183

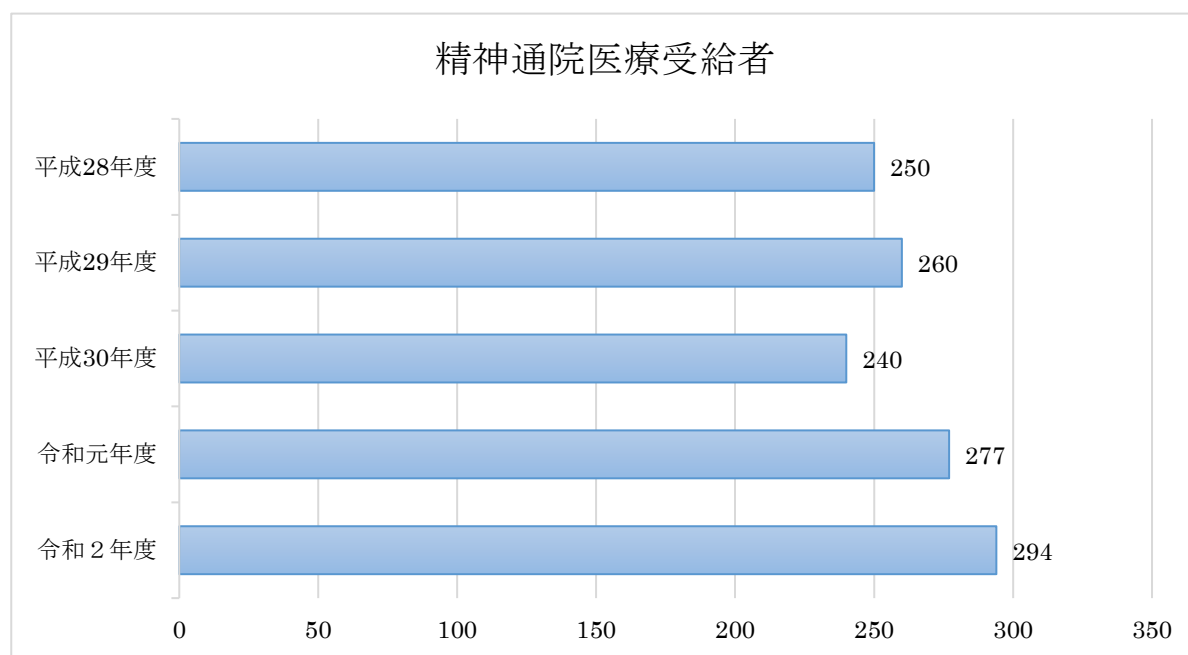
## (3) 精神障がい者の状況

本町の精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、平成30年度に一旦減少しましたが、その後、増加しています。

精神障がい者保健福祉手帳所持者	1級	2級	3級	合計
平成28年度	18	58	37	113
平成29年度	10	63	36	109
平成30年度	6	52	32	90
令和元年度	4	52	44	100
令和2年度	7	55	50	112

## (4) 自立支援医療(精神通院)受給者の推移

本町の自立支援医療(精神通院)受給者の推移は、平成28年度に250人でしたが、令和2年度には294人に増加し、約1.18倍となっています。



## 2. 障がい福祉サービスの利用状況

各年度における障がい福祉サービスの実施状況については、以下のとおりです。

訪問系サービスの利用状況をみると、利用者及び同居家族の高齢化が進み、家事援助の利用が増加傾向にありましたが、令和元年度は、利用者の施設入所等により大きく減少しました。なお、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援については、利用実績はありませんでした。

日中活動系サービスの就労移行支援については、利用者一人当たりの週当たりの利用日数が多くなったため増加となりました。

居住系サービスの共同生活援助の利用状況を見ると、居住の場としての必要性の高さが伺えます。

施設入所支援サービスの利用状況は、見込量を超えて推移しています。

児童発達支援については、週当たりの利用日数が増えたことにより大きく増加しました。

放課後等デイサービスについては、利用者数及び週当たりの利用日数が増えたことにより見込量を超えています。

訪問系サービス	年 度	見込量	実 績	実施率
居宅介護 重度訪問介護 同行援護・行動援護 重度障がい者等包括支援	平成 29 年度	3,000 時間/年・25 人	3,276 時間/年・22 人	109.2%
	平成 30 年度	3,512 時間/年・23 人	3,420 時間/年・24 人	97.4%
	令和元年度	3,740 時間/年・24 人	2,637 時間/年・21 人	70.5%

日中活動系サービス	年 度	見込量	実 績	実施率
生活介護	平成 29 年度	9,120 日/年・38 人	8,752 日/年・44 人	96.0%
	平成 30 年度	8,640 日/年・44 人	8,706 日/年・47 人	100.8%
	令和元年度	8,880 日/年・46 人	9,552 日/年・48 人	107.6%
自立訓練 (機能訓練)	平成 29 年度	240 日/年・1 人	0 日/年・0 人	0%
	平成 30 年度	240 日/年・1 人	0 日/年・0 人	0%
	令和元年度	240 日/年・1 人	0 日/年・0 人	0%
自立訓練 (生活訓練)	平成 29 年度	240 日/年・1 人	0 日/年・0 人	0%
	平成 30 年度	240 日/年・1 人	0 日/年・0 人	0%
	令和元年度	240 日/年・1 人	0 日/年・0 人	0%
就労移行支援	平成 29 年度	240 日/年・1 人	17 日/年・2 人	7.1%
	平成 30 年度	240 日/年・3 人	276 日/年・2 人	115.0%
	令和元年度	240 日/年・3 人	396 日/年・2 人	165.0%
就労継続支援 (A型)	平成 29 年度	480 日/年・2 人	279 日/年・2 人	58.1%
	平成 30 年度	480 日/年・2 人	204 日/年・1 人	42.5%
	令和元年度	480 日/年・3 人	444 日/年・2 人	92.5%

就労継続支援 (B型)	平成29年度	15,360日/年・64人	14,319日/年・77人	93.2%
	平成30年度	14,880日/年・84人	15,480日/年・75人	104.0%
	令和元年度	15,120日/年・90人	14,076日/年・71人	93.1%
就労定着支援	平成29年度	—	—	—
	平成30年度	1人/年	0人/年	0%
	令和元年度	1人/年	0人/年	0%
療養介護	平成29年度	2人/年	2人/年	100%
	平成30年度	2人/年	2人/年	100%
	令和元年度	2人/年	2人/年	100%
短期入所 (福祉型)	平成29年度	360日/年・10人	267日/年・7人	74.2%
	平成30年度	360日/年・9人	384日/年・7人	106.7%
	令和元年度	360日/年・9人	216日/年・9人	60.0%

居住系サービス	年 度	見込量	実 績	実施率
共同生活援助 (グループホーム)	平成29年度	28人/年	26人/年	92.9%
	平成30年度	30人/年	30人/年	100.0%
	令和元年度	33人/年	34人/年	103.0%
施設入所支援	平成29年度	19人/年	22人/年	115.8%
	平成30年度	22人/年	23人/年	104.5%
	令和元年度	22人/年	23人/年	104.5%

相 談 支 援	年 度	見込量	実 績	実施率
計画相談支援	平成29年度	150人/年	125人/年	83.3%
	平成30年度	140人/年	141人/年	100.7%
	令和元年度	143人/年	144人/年	100.7%
地域移行支援	平成29年度	1人/年	0人/年	0%
	平成30年度	0人/年	0人/年	0%
	令和元年度	1人/年	0人/年	0%
地域定着支援	平成29年度	1人/年	0人/年	0%
	平成30年度	0人/年	0人/年	0%
	令和元年度	0人/年	0人/年	0%

障がい児支援	年 度	見込量	実 績	実施率
児童発達支援事業	平成 29 年度	—	744 日/年・5 人	—
	平成 30 年度	425 日/年・4 人	480 日/年・3 人	112.9%
	令和元年度	425 日/年・4 人	684 日/年・3 人	160.9%
放課後等デイサービス事業	平成 29 年度	—	2,628 日/年・25 人	—
	平成 30 年度	2,905 日/年・28 人	3,816 日/年・31 人	131.4%
	令和元年度	2,801 日/年・28 人	3,660 日/年・29 人	130.7%
保育所等訪問支援事業	平成 29 年度	—	12 日/年・2 人	—
	平成 30 年度	10 日/年・2 人	0 日/年・0 人	0%
	令和元年度	10 日/年・2 人	0 日/年・0 人	0%
障がい児相談支援	平成 29 年度	40 人/年	30 人/年	75.0%
	平成 30 年度	32 人/年	34 人/年	106.3%
	令和元年度	32 人/年	32 人/年	100.0%
保育所の利用を必要とする障がい児数	平成 29 年度	—	—	—
	平成 30 年度	22 日/年・1 人	0 日/年・0 人	0%
	令和元年度	22 日/年・1 人	0 日/年・0 人	0%
認定こども園の利用を必要とする障がい児数	平成 29 年度	—	—	—
	平成 30 年度	22 日/年・1 人	0 日/年・0 人	0%
	令和元年度	22 日/年・1 人	0 日/年・0 人	0%

地域生活支援事業	年 度	見込量	実 績	実施率
(1)理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	平成 29 年度	—	—	—
	平成 30 年度	有	有	100.0%
	令和元年度	有	有	100.0%
(2)相談支援事業	平成 29 年度	—	1 箇所	—
	平成 30 年度	1 箇所	2 箇所	200.0%
	令和元年度	1 箇所	2 箇所	200.0%
(3)成年後見制度利用支援事業 (実施の有無)	平成 29 年度	有	有	100.0%
	平成 30 年度	有	有	100.0%
	令和元年度	有	有	100.0%
(4)意思疎通支援事業	平成 29 年度	1 件	0 件	0%
	平成 30 年度	1 件	1 件	100.0%
	令和元年度	1 件	1 件	100.0%
(5)日常生活用具給付等事業				
①介護訓練支援用具	平成 29 年度	2 件	0 件	0%
	平成 30 年度	2 件	1 件	50.0%
	令和元年度	2 件	0 件	0%

②自立生活支援用具	平成 29 年度	2 件	1 件	50.0%
	平成 30 年度	4 件	2 件	50.0%
	令和 元年度	1 件	0 件	0%
③在宅療養等支援用具	平成 29 年度	3 件	0 件	0%
	平成 30 年度	5 件	2 件	40.0%
	令和 元年度	5 件	4 件	80.0%
④情報・意思疎通支援用具	平成 29 年度	2 件	0 件	0%
	平成 30 年度	1 件	1 件	100.0%
	令和 元年度	1 件	1 件	100.0%
⑤排せつ管理支援用具	平成 29 年度	480 件	523 件	109.0%
	平成 30 年度	549 件	494 件	90.0%
	令和 元年度	549 件	405 件	73.8%
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	平成 29 年度	1 件	0 件	0%
	平成 30 年度	1 件	0 件	0%
	令和 元年度	1 件	0 件	0%
(6)移動支援事業	平成 29 年度	4 人	5 人	125.0%
	平成 30 年度	4 人	5 人	125.0%
	令和 元年度	4 人	3 人	75.0%
(7)その他独自事業				
①訪問入浴サービス事業	平成 29 年度	5 人	3 人	60.0%
	平成 30 年度	3 人	2 人	66.7%
	令和 元年度	3 人	2 人	66.7%
②日中一時支援事業	平成 29 年度	9 人	9 人	100.0%
	平成 30 年度	12 人	11 人	91.7%
	令和 元年度	13 人	11 人	84.6%

### 3. 障がい者(児)の実態と意向

「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の策定にあたり、障がい者の日常生活の実態や意向等を反映するために、「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

#### (1) 調査対象

本町に住所を有し、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者で65歳未満の方及び障がい福祉サービスを利用している方

対象者 376人

回答者 200人

回答率 53.19%

#### (2) 調査項目

- ご本人の状況について
- ご本人の生活などについて
- 相談支援について
- 社会参加について
- 障がい福祉サービスの利用について
- 教育・就学について
- 就労について
- 地域防災について
- 生活(困りごと、支援)について
- 障がい者の差別や理解について

#### (3) 調査方法

郵送

#### (4) 調査期間

令和2年8月27日 ～ 9月15日

#### 4. 障がい者を取り巻く課題

地域共生社会実現のため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去の実現に向けた障がい福祉サービスの充実等、様々な状況の変化に的確に対応することが求められています。

現在、相談支援事業を2ヶ所の相談支援事業所に委託し、さまざまな相談に対応する体制を整えていますが、内容も複雑化しており、総合的な情報提供や支援体制のさらなる強化が求められています。

また、地域で安心して生活するため、それぞれのニーズに沿ったサービスの提供体制の充実も求められています。

アンケート調査結果等からみえた、障がい者を取り巻く課題は、次のとおりです。

- 親の高齢化や将来の生活に対する不安を抱えている人が多く、グループホームの利用を望む方が増加しています。
- 引き続き在宅での暮らしを望んでいる方が多く、在宅での生活・介助のため、居宅サービスの確保・充実が必要です。
- 居宅介護サービスの提供が難しくなっています。
- 短期入所が希望どおりに利用できない状態があります。
- 一定数の方が障がい者雇用で就労しており、地域で自立した生活ができるよう、今後も雇用の場の確保が必要です。
- 就労のサービスを利用している方、これから利用を考えている方が多く、自立を推進するために就労支援のサービスの充実が必要です。
- 誰もが生まれた地域で安心して暮らすために、地域生活支援事業を充実させ、年齢や障がい種別等にかかわらず、身近に必要なサービスを格差なく受けることができる支援体制づくりが必要です。
- 障がい福祉サービスが分からないという方が多いことから、町ホームページや「障がい福祉のてびき」等を利用し、制度や福祉サービスに関する情報提供が必要です。
- 障がいのある子どもたちは、進路や卒業後のことについて不安を抱えていることから、幼児期から大人まで、一貫した支援体制の強化が求められています。
- 教育の場において、障がい児支援についての理解を深め、能力や障がいに合う指導やそれぞれの個性や能力を伸ばす支援ができる体制づくりが求められています。

これらの課題を踏まえて、福祉・保健・教育などの関係機関及び福祉サービス事業者等で構成する「自立支援協議会」の活動等を通して連携強化を図り、相談支援体制及び障がいのある子どもへの支援体制を強化し、福祉サービスを充実させるよう取り組みます。

また、福祉的就労の場の提供、事業所への働きかけを推進し、就労の促進を図ります。

「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し  
支え合う共生社会の実現」

～「健やかで人にやさしいまちづくり」～

### 1. 基本理念

本計画においては、障がいのある人もない人も、社会・経済・文化等の幅広い分野にわたって共に活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の考え方と、障がいのある人もない人も同じように暮らし、ライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の考え方、この2つの考え方を踏まえすべての住民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指すことを基本理念とします。

### 2. 基本目標

基本理念に基づき、計画期間における取り組むべき目標を定めます。これは、すべての住民が安全に、安心して互いに支えあいながら、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが地域で健やかに暮らすことができるよう、支援することを基本目標とします。





## 第1節 啓発・広報

### ○基本方針

啓発・広報活動を通じてノーマライゼーション意識の普及啓発と障がい者に対する理解の促進に努めます。

また、障がいのある人もない人も互いに理解し支えあい、交流できる機会や場を拡充するとともに、障がい者が地域の様々な場に参加しやすいよう環境づくりに努めます。

### 1. 住民等への啓発・広報活動の推進

#### (1) 障がいに対する正しい理解の普及・啓発

- 障がい者が地域社会の中で安心して生活するために、すべての人が障がいや障がい者に対する正しい理解を持ち、ノーマライゼーションの浸透を図ることができるよう、学校や職場、地域において普及・啓発活動を推進します。

#### (2) 広聴活動の充実

- 各種施策の内容を充実させるために、各種会合などを活用し、障がい者の視点からの意見をはじめとして広く住民の声の聴取を図ります。

#### (3) 広報活動の充実

- 障がいについて広く理解を得るため、障がい者福祉に関する町の取り組みや障がい者が中心となって行っている活動の紹介など、住民に向けた広報、周知を図ります。
- 町広報紙やホームページを活用するとともに、より効果的な広報手段を検討します。

### 2. 地域における交流活動の推進

#### (1) ボランティア・NPO 活動への支援

- 各分野におけるボランティア・NPO団体に対して、その活動が活発で円滑に運営できるよう関係機関と連携した支援を図ります。

#### (2) ボランティア活動の提供

- 関係機関と連携して、障がい者のボランティアニーズの把握に努め、ニーズに合ったボランティアの提供が行えるよう情報提供を行います。

#### (3) 地域におけるサポートづくりへの支援

- 障がいのない人が障がい者と共に暮らし、支え合う意識を育み、障がい者の地域生活における応援者（サポーター）となるよう支援します。

## 第2節 生活支援

### ○基本方針

障がい者の範囲の見直しが行われ、定義に難病等が追加され障がい福祉サービスの対象になりました。今後も、障がい者のニーズに沿った支援ができるよう、サービス提供体制の充実を図ります。

また、必要な情報を適切に提供するとともに、地域で自立した生活を送れるよう、相談支援体制の強化やグループホームなどの居住施設や身近な交流の場などの充実に努めます。

### 1. 情報提供・相談支援の充実

障がい者が地域で安心して生活を送るために、障がい者の特性に配慮し、日々の暮らしの中で抱えている問題を把握し、必要な情報を適切に提供するとともに、「自立支援協議会」を中心に、各関係機関などと連携し、適切なサービス提供に向けた相談・支援体制のネットワーク化を促進します。

### 2. 虐待の防止

養護者などに対して適切な支援を行い、障がい者に対する虐待の防止と早期発見に努めます。

### 3. 差別解消・権利擁護の推進

権利を侵害されやすい障がい者が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進、権利擁護の推進を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消に取り組めます。

### 4. 障がい福祉サービスの充実

#### (1) 自立支援給付の推進

- 障害者総合支援法における自立支援給付について、利用者が希望するサービスが適切に提供できるよう、サービス提供の基盤の充実を図ります。

#### (2) 地域生活支援事業の実施

- 本町の現状に即した地域生活支援事業を構築し、障がい者が地域で生活するための支援に努めます。

#### (3) 障がい者福祉施設の充実

- 身体障がい者(児)の通所型施設とともに、自宅での生活が困難な知的障がい者や精神障がい者が自宅同様に安心して生活できるグループホームの整備を支援します。

### 第3節 生活環境

#### ○基本方針

公共施設等については、障がい者用トイレの整備、スロープなどによる段差の解消等に努めていますが、障がい者が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくためにはまだ十分なバリアフリー化が達成された状況とは言えず、今後もより適切な方法でバリアフリー化を推進していきます。

#### 1. 人にやさしい施設整備の推進

ユニバーサルデザインや「福島県人にやさしいまちづくり条例」の考え方を踏まえ、すべての人が安全で快適に利用することができるよう生活者の視点に立った施設の整備に努めます。

#### 2. 交通環境の整備推進

障がい者の交通機関の利用の支援や移動手段の確保を図り、社会参加を促進します。

#### 3. 住まいと暮らしの充実

##### (1) 住まいに関する相談支援

- 障がい者の住居の確保や改善等の支援を行うため、相談機能の充実を図ります。

##### (2) 住まいの充実

- 障がい者が生活しやすいように住宅の段差解消や手摺の取り付けなど住宅のバリアフリー化を推進します。

#### 4. 防災・防犯対策の推進

##### (1) 安全で安心なまちづくりの推進

- 行政や障がい者関係団体等が連携し、地域における障がい者の安全を守るための仕組みづくりを推進します。

##### (2) 災害・防災情報提供の充実

- 災害・防災などの情報確保の困難な障がい者に対して、電子メールやファックス配信等、情報通信技術を有効に活用し、適切な情報提供に努めます。

## 第4節 教育・育成

### ○基本方針

障がいの多様化などが進む中、障がい児と障がいのない児童が、同一の場で遊びや生活をともにできるような教育は、障がいのない児童の障がい児に対する理解促進や障がい児の心身の発達促進のためばかりではなく、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促す上で、今後一層重要となってくるものと考えられます。

また、日々成長する児童にはその時期や個々に応じた保健、医療、福祉、教育などきめ細やかな支援が必要です。こうした点を踏まえながら、関係機関と連携し乳幼児期から将来を見据え一貫した支援体制の整備・充実を図っていきます。

### 1. 充実した保育・教育

障がい児一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援の充実を図るとともに、障がいの疑いのある子どもに対しても適切な対応に努めます。

また、サポートブック等を活用し、家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。

### 2. 指導体制の充実

障がいに対する理解と適切な指導を実施するため、町特別支援教育推進委員会を中心に、講演会や研修を通して保育士・教諭等の職員の資質向上を図ります。

### 3. 福祉教育の推進

学校教育の段階で児童が障がいを理解し行動できるよう、教育活動全体を通して行う道徳教育、ボランティア活動や総合的な学習の時間等で思いやりを持つところの育成に努めます。

### 4. 療育支援体制の整備・充実

5歳児健康相談のときに、保健師、保育士、心理士、教諭が連携し、障がいの早期発見、早期対応、保護者への理解促進を図ります。

「自立支援協議会」を中心として、障がい児、その家族に対する支援ネットワークを構築し、情報の共有、支援体制を推進します。

## 第5節 雇用・就業

### ○基本方針

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がい者がその能力や適正に応じた就労の場を確保することが必要です。

障がい者の一般就労及び経済的安定を図るため、国・県等の施策の活用や、障がい者の就労意向を踏まえた訓練等を実施するとともに、ハローワークなどの関係機関、町内の事業所・企業及び団体等との連携を図りながら障がい者の雇用環境の向上に努めます。

### 1. 障がい者雇用の啓発

障がい者雇用を促進するため、企業や雇用主に対し関係機関と連携しながら、障がい者雇用への理解を求めるとともに、各種制度の周知に努めます。

### 2. 就業継続への支援

障がい者が継続して就業できるよう、関係機関と連携し、雇用環境の改善、充実や就業生活の支援に努めます。

### 3. 職業、訓練情報等の提供

障がい者に対し、職業、訓練等について情報の提供と周知に努めます。

### 4. 就労支援事業所の充実による就労機会の拡充

障がい者の自立を支援する就労支援事業所の充実とともに、就職と職場定着の促進を働きかけます。

## 第6節 保健・医療

### ○基本方針

母子保健事業や生活習慣病予防事業等を通じて、障がいの早期発見、早期支援に努め、早期治療につなげられるよう、保健、医療、福祉等関係機関が一体となって障がい者の健康づくりに取り組み重度化予防を支援していきます。

#### 1. 健康診査体制の充実

障がいの発生の予防と早期発見・早期支援を目的として、年代に応じた各健康診査等の充実を図ります。

また、適正な医療と自己管理により生活習慣の改善が図られるよう、健康診査事後指導の充実を図ります。

#### 2. 相談・指導の充実

子育て期の保護者の育児不安などの軽減や、虐待を未然に防ぐために、妊娠初期から相談体制の充実を図り、切れ目のない支援を行います。

また、妊娠期及び乳幼児期からの将来にむけた生活習慣病の予防及び疾病の予防や健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。さらに、機能低下防止と健康の維持・回復を目的とした健康相談、訪問指導など保健指導の充実を図ります。

#### 3. 保健・医療・福祉の連携強化

障がい者に対するケアの充実を図るため、保健・医療・福祉と各関係機関の連携を強化し、継続的かつ効果的なサービスの充実を図ります。

#### 4. 障がい者等の相談支援の充実

保健・医療・福祉が連携した相談・支援体制の充実を図り、安心して居宅生活できるよう支援します。

## 第7節 自立と社会参加

### ○基本方針

地域の中で多様な形で社会に関りたいと願う障がい者や家族の思いを支援し、社会参加につなげていくことができるよう、障がい者の参加、環境の整備や活動支援を進めていきます。

#### 1. 参加しやすい環境づくり

イベントや行事、余暇活動に参加することができるように、意思疎通支援や移動支援等のサービスを提供します。

また、社会参加が阻害されないよう合理的配慮についての啓発に努めます。

#### 2. 主体的な活動の支援

障がい者が主体的な活動が出来るようサービスの提供と充実を図り、サービス内容の情報提供に努めます。

また、必要な情報を得ることができるよう、相談支援体制の整備に努めます。

#### 3. 障がい者を支える活動の支援

障がい者を支える家族や団体等の活動が、社会参加の促進につながるよう、活動を積極的に支援します。

#### 4. 各種活動の支援

健康増進やいきがい創出、交流活動を深めるため、障がい者のスポーツ活動の推進や生涯学習、文化活動の充実を図ります。



## 第3章

# 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

### 1. 基本的理念

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がい者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して計画を作成します。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる範囲は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれ、難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

#### (3) 入所等からの地域生活移行、地域生活の継続の支援、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス<sup>※3</sup>の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

入所等から地域生活への移行については、地域移行を希望する人が地域での生活を継続することができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制を整備していきます。

また、精神科病棟における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神保健、医療、障がい福祉の一体的な取り組みが必要となります。

そのため、「会津障がい保健福祉圏域連絡会」のワーキンググループにおいて、地域移行に関わる医療、保健、福祉、行政その他の関係機関の連携を強化し、課題等を協議しながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

※3 インフォーマルサービス ～ 法律や制度に基づかない形で提供されるサービス



#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会実現のため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去の実現に向けて、障がい者のニーズを的確に把握し、柔軟なサービスの確保のための取組みを進めます。

また、地域資源の実態等を踏まえ、包括的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児やその家族に対し、障がいの疑いのある段階から支援できるように関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児支援を利用することにより、地域の教育・保育を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう支援していきます。

#### (6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供していくためには、それを担う人材が必要です。

人材の確保のため、障がい福祉の現場が働きがいのある職場であることを周知・広報していきます。

## 2. 基本的考え方

(1)障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

### ① 必要な訪問系サービスの提供

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障がい者等包括支援をいう。)の充実を図り、必要な訪問系サービスを提供します。

### ② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの提供

希望する障がい者等に日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。)を提供します。

### ③ グループホーム等の充実及び入所等から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助を行う住居をいう。)の充実を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、企業への障がい者雇用への理解促進を行いながら、雇用の場の拡大に努めます。

## (2)相談支援の提供体制の確保

障がい者等が地域で自立した生活をするためのサービスの適切な利用を支えるため、障がい者や家族のニーズや課題等を把握し、必要に応じたサービスの提供ができるよう関係機関と連携を図り支援していきます。

本町においては、地域や各関係機関との連携の中心となる場を「自立支援協議会」として位置づけ、相談支援の提供体制の確保に努めます。

## 第1節 サービスの内容

### 1. 障害者総合支援法に基づくサービス

#### 介護給付

##### (1) 居宅介護(ホームヘルプ)

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

##### (2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

##### (3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

##### (4) 行動援護

知的障がい者又は精神障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

##### (5) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療

養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

#### (6)生活介護

障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

#### (7)短期入所(ショートステイ)

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

#### (8)重度障がい者等包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

#### (9)施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

## 訓練等給付

### (1) 自立訓練

自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられます。

機能訓練は、身体障がい者のリハビリテーションや身体機能の維持・回復などを行います。利用期限は原則1年6ヶ月です。

生活訓練は、知的障がい者と精神障がい者の生活能力の維持・向上などを行います。利用期限は原則2年間です。

### (2) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。利用期限は原則2年間です。

### (3) 就労継続支援

企業等に就労することが困難な障がい者に、就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行います。

この事業には、A型(雇成型)とB型(非雇成型)があります。A型は、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者を対象としており、B型は雇用契約に基づく就労が困難であると見込まれる障がい者を対象としています。

### (4) 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、一定の期間にわたり、就労の継続を図るために必要な事業主、障がい福祉サービス事業を行う者、医療機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる問題の相談、指導・助言等を行います。

## (5) 自立生活援助

施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がい者等が居宅における自立した生活を営むうえでの各般の問題について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問により、または随時通報を受けて、相談に応じ必要な情報の提供や助言等の支援を行います。

## (6) 共同生活援助(グループホーム)

障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介助、その他の日常生活上の支援を行います。

## 相談支援

### (1) 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細い支援を行います。

### (2) 地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、入所施設や精神科病棟等からの退所、退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病棟等における地域移行の取組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

地域定着支援は、入所施設や精神科病棟からの退所、退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し地域生活を継続して行くための支援を行います。

## 地域生活支援事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいや障がい者に対する正しい理解を深めるための研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、地域共生社会の実現を図ります。

## (2) 相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、その他の障がいサービスの利用に必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のための支援を行います。

## (3) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより権利擁護を図ります。

## (4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能等の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

## (5) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

## (6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活支援及び社会参加を促します。

## (7) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

## (8) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

## 2. 児童福祉法に基づくサービス

### **障がい児支援**

#### (1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

#### (2) 医療型児童発達支援

肢体不自由児について、児童発達支援及び治療を行います。

#### (3) 放課後等デイサービス

授業の終了後または休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

#### (4) 居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。

#### (5) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

#### (6) 障がい児相談支援

サービス等の利用についての相談及び計画作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細い支援を行います。



## 第2節 地域生活移行、就労移行

障がい者等への自立支援の観点から、地域生活移行や就労移行に対応するため、令和5年度を目標年度として、次に掲げる事項について、数値目標を設定しました。

また、数値目標の設定に当たっては、「第5期障がい福祉計画」の実績及び地域の実情を踏まえて設定しました。

### 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末までの施設入所者数の削減について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定しました。

本人の状況や意向を踏まえ、支援体制を整えたいうえで、地域生活への移行を推進します。

項目	数値	備考
現入所者数 (A)	22 人	令和元年度末の全施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	21 人	令和5年度末利用人員
【目標値】削減見込 (A-B)	1 人	令和5年度末段階での差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者	1 人	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数

### 2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

地域の一員として安心して生活できるよう、精神保健、医療、障がい福祉等の関係機関が連携し、本人の状況や意向及び支援体制を整えたいうえで、地域生活への移行を推進します。

### 3. 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型・B型を行う事業)を通じて、一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

項目	数値	備考
令和元年度の年間一般就労移行者	0 人	令和元年度の就労移行支援事業等の利用から一般就労への移行者数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者	2 人	令和5年度の就労移行支援事業等の利用から一般就労への移行者数

(1) 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行

就労移行支援事業利用者のうち、一般就労する者を設定します。

項 目	数 値	備 考
令和元年度の一般就労移行者	0 人	令和元年度の就労移行支援事業の利用から一般就労移行者数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者	1 人	令和5年度の就労移行支援事業の利用から一般就労への移行者数

(2) 就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行

就労継続支援A型利用者のうち、一般就労する者を設定します。

本町では、就労継続支援A型の利用者が少ないうえ、就労継続支援A型を最終的な就職先として利用しており、一般就労への移行実績もないことから、目標年度の移行者は0人としました。

項 目	数 値	備 考
令和元年度の一般就労移行者	0 人	令和元年度の就労継続支援A型事業の利用から一般就労移行者数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者	0 人	令和5年度の就労継続支援A型事業の利用から一般就労への移行者数

(3) 就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行

就労継続支援B型利用者のうち、一般就労する者を設定します。

項 目	数 値	備 考
令和元年度の一般就労移行者	0 人	令和元年度の就労継続支援B型事業の利用から一般就労移行者数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者	1 人	令和5年度の就労継続支援B型事業の利用から一般就労への移行者数

### 第3節 障がい福祉サービス

#### 1. 障がい福祉サービスの見込量

##### (1) 訪問系サービス

同居家族の高齢化が進み、居宅介護のニーズが増加する見込みですが、利用者の身体状況や生活環境の変化による減少も見込み設定しました。

サービスの種類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者包括支援	時間/年	2,730	2,730	2,730
	人/年	22	22	22

##### (2) 日中活動系サービス

関係機関との連携や同居家族の高齢化により、生活介護や就労継続支援B型サービスを必要とする方が増加する見込みです。

サービスの種類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	日/年	8,370	9,100	9,460
	人/年	48	50	52
自立訓練(機能訓練)	日/年	240	240	240
	人/年	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	日/年	240	240	240
	人/年	1	1	1
就労移行支援	日/年	620	780	620
	人/年	4	5	4
就労継続支援A型 (雇成型)	日/年	780	780	780
	人/年	5	5	5
就労継続支援B型 (非雇成型)	日/年	14,820	15,410	16,000
	人/年	75	78	81
就労定着支援	人/年	1	1	1
療養介護	人/年	2	2	2
短期入所(福祉型)	日/年	240	260	280
	人/年	10	11	12

### (3) 居住系サービス

共同生活援助は、親の高齢化や将来の生活に対する不安により、利用が増加する見込みです。

サービスの種類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助(グループホーム)	人/年	35	37	39
施設入所支援	人/年	22	22	21

### (4) 相談支援

情報提供の強化や関係機関との連携により増加する見込みです。

サービスの種類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/年	140	143	146
地域移行支援	人/年	0	1	1
地域定着支援	人/年	0	0	1

## 2. 障がい福祉サービスの見込量確保の方策

障がい福祉サービスの見込量の確保については、自らが事業者を選択できるような体制を整備することを基本に、障がい福祉サービスを行う事業者の参入を促進し、人員体制の強化等を促していきます。

### (1) 訪問系障がい福祉サービス

- 精神障がい者や施設入所者の地域移行により、居宅介護の需要も増えることが予想されます。退院・退所後の生活が円滑にできるように、サービス提供事業所への働きかけ及び新規参入を促します。
- 重度の障がい者が地域で暮らしていくために、対応できる事業所や人材の確保、資質の向上など十分なサービスの確保に努めます。
- 介護保険と連携し適切にサービスを利用できるように提供体制の充実を図ります。

## (2) 日中活動系障がい福祉サービス

- 生活介護などのサービスの確保に努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援の提供事業所の確保に努め、就労支援を推進します。
- 短期入所については、緊急時の対応を含め既存の施設の中で受入枠が確保できるように提供事業所へ働きかけを行い、サービス量の確保を図ります。

## (3) 居住系障がい福祉サービス

- 福祉施設や医療機関から地域生活への移行や居宅からグループホームへの移行が見込まれるため、民間の活力を利用したグループホームの設置を促進します。

## (4) 相談支援

- 障がいのニーズに対応するため相談支援事業所の新規参入を促します。

# 第4節 障がい児を対象としたサービス

## 1. 障がい児支援事業の見込量

支援機関との連携を図りながら、障がい児のいる家族の理解促進、支援の充実、利用の拡大を図るため、見込量を設定しました。

「認定こども園の利用を必要とする障がい児数」については、前計画と変更し、インクルーシブ教育<sup>※4</sup>が進んだことにより、障がいのない子どもと交流させたいというニーズの高まりや、医学の進歩により病院から在宅へ移行するケースが増えてきている状況等を踏まえ、こども園で支援を必要とする障がい児数について設定しました。

サービスの種類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	日/年	460	460	460
	人/年	3	3	3
放課後等デイサービス	日/年	3,900	3,900	3,900
	人/年	30	30	30
保育所等訪問支援	日/年	24	24	24
	人/年	2	2	2
障がい児相談支援	人/年	33	33	33
認定こども園の利用を必要とする障がい児数	日/年	2,182	2,182	2,182
	人/年	8	8	8

※4 インクルーシブ教育 ～ 障がいの有無にかかわらず共に学ぶこと。

## 2. 障がい児支援事業の見込量確保の方策

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関と連携し、障がい児及びその家族が事業者を選択できるような体制を整備することを基本に、障がい福祉サービスを行う事業者の参入促進等に努めます。

## 第5節 地域生活支援事業

本町に住所を有する障がい者が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを補完し、地域のニーズにあった事業を実施します。

### 1. 地域生活支援事業の見込量

サービスの種類	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)相談支援事業	相談支援事業所数	2	2	2
(3)成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
(4)意思疎通支援事業	実 利 用 見込件数	1	1	1
(5)日常生活用具給付等事業				
① 介護訓練支援用具	給 付 等 見込件数	1	1	1
② 自立生活支援用具	給 付 等 見込件数	1	1	1
③ 在宅療養等支援用具	給 付 等 見込件数	3	3	3
④ 情報・意志疎通支援用具	給 付 等 見込件数	1	1	1
⑤ 排せつ管理支援用具	給 付 等 見込件数	432	432	432
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給 付 等 見込件数	1	1	1

(6)移動支援事業	給付等 見込件数	4	4	4
	延べ利用見込 時間数	60	60	60
(7)その他独自事業				
① 訪問入浴サービス事業	実利用 見込者数	1	1	1
② 日中一時支援事業	実利用 見込者数	11	12	13

## 2. 地域生活支援事業の見込量確保の方策

新規事業所の確保及びサービス提供事業所への働きかけにより量の確保に努めます。

また、事業所と連携を図りながら、利用者のニーズに沿った支援に努めます。

## 第6節 地域生活支援拠点の機能の充実

地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、緊急時の受け入れ、親元からの自立等に係る相談、体験の機会及び場の提供等の機能が求められています。

町は、令和2年5月から「会津西部地域生活支援拠点」を近隣町村と共同で実施しています。今後、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、サービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等、機能の充実を図っていきます。

また、機能の充実のため、構成町村との会議において、運用状況を検証・検討していきます。

## 第7節 障がい児支援提供体制の整備

障がい児支援については、乳幼児健康診査・健康相談により、障がいの疑いを早期に発見し、早い段階から発達に関する相談や支援ができるよう連携を図っています。

また、保育所等訪問支援の活用によるこども園等の育ちの場での支援や、学校等での支援体制の整備により、障がい児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進に努めています。

更に、保健、医療、福祉、教育など、関係者が情報を共有し、障がい児の就学や卒業の際に支援が途切れることがないように、「会津障がい保健福祉圏域連絡会」や「自立支援協議会」を中心とした、支援体制の強化を図っていきます。

難聴児や医療的ケア児、重症心身障がい児等に関する支援については、「会津障

がい保健福祉圏域連絡会」の重点課題のワーキンググループにおいて、関係機関等と連携しながら対応を進めていきます。

## 第8節 成年後見制度の普及及び啓発

成年後見制度とは、知的障がいや精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人に対し、保護・支援する制度です。具体的には、不動産や預貯金などの財産管理、障がい福祉サービスの利用や施設入所に関する契約等の締結などを本人に代わり成年後見人等が支援します。

町では、成年後見制度についての理解を深め、必要とする方が利用できるよう、周知を図っていきます。

また、様々な理由で家族や親族等による成年後見人等の申立てができない人に対し、町が成年後見人等の申立てを行っており、町の申立てにより成年後見人等の決定があった場合で、成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合には、報酬の助成を行い、制度利用を支援しています。

国の成年後見制度利用促進基本計画では、令和3年度までに、地域の権利擁護の支援等を行う中核機関を設置することとしています。

今後、町では、中核機関の設置について、近隣町村と連携しながら検討を進めていきます。







あいづじげん

©2010 AIZUMISATO